

## 今月の言葉

### 身体は資本 健康管理で良き仕事

営業部

## マイナンバー通知書をしっかり受け取りましょう

これまでのシンエイジャーナルでお伝えしてきたように、マイナンバーの通知書が世帯ごとに簡易書留で届きます(下を参照)。この封筒は郵便受けに投函されることはなく、必ず受取人に手渡され、サインを求められます。配達時に留守の場合には、不在連絡票が投函されます(右参照)。**①自宅へ再配達してもらうか、②自宅や勤め先近くの郵便局で受け取ることができます。**

①の場合は、指定の電話番号に電話してください。音声ガイダンスにより入力を求められます。配達希望日(配達日の翌々日以降を指定してください)や時間帯を入力してください。電話以外に、インターネットや郵便、FAXでも再配達依頼が可能です。②の場合には、裏面の『お勤め先やご自宅近くの郵便局でお受取り』にチェックを入れ、届けてほしい郵便局を記入してください。受取の際には、「不在連絡票」「印鑑」「免許証 or 在留カード」を持って行ってください。

不在により受け取ることができなかった郵便物は、7日間は配達郵便局で保管されます。その後は市役所に戻ります。また、通知カードの封筒は「転送不要」のため、転居届が提出されていても転送されず市役所へ返還されます。

◆郵便に関するお問い合わせは、日本郵便(株)お客様サービス相談センターへお願いします。

Tel.0120-2328-86 (フリーコール) 携帯電話からは 0570-046-666 (有料)

〈受付時間〉 (平日) 8:00~22:00 (土日祝) 9:00~22:00



**注意!** 不在連絡票が投函されていた場合、『ご近所様への配達』や『勤務先への配達』を選択することもできます。しかしマイナンバーはとても大切なものですので、あなたのご家族以外の第三者が受け取ることはおすすめしません。また、連絡の行き違いや手違いで受け取れないなどのトラブルも考えられます。そのため受け取りは、自宅へ再配達してもらうか、指定した郵便局へ受け取りに行くようにしましょう。

## 安全衛生セミナーの開催

平成27年10月27日(火)に『関ものづくり研究所』代表の関伸一先生をお招きして、安全衛生セミナーを開催しました。長い製造現場での経験で培ったお話はとても興味深く、勉強になりました。人間は様々な原因(疲れ・病気・家庭環境・作業環境・人間関係など)で集中力や注意力を欠きます。特に決まった作業が連続する仕事では、集中力が散漫になりがちです。こうして不安全な行動を起こし、事故が発生します。このような人為的要因の事故を防ぐ為に、職場では様々な装置やルール、手順が定められています。これらのルールをしっかりと守り事故を防ぎましょう。作業効率が悪いからといって、安全装置を外したり、暑いからといって保護具を着用しないなどのルール違反は、絶対にしないようにしてください。

